

青森県報

第 千 三 十 一 号

令 和 八 年
二 月 二 十 日
(金 曜 日)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水 産 振 興 課) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (同) …… 一
- 漁船保険付保義務の発生…………… (同) …… 一
- 道路の区域の変更…………… (道 路 課) …… 二
- 自動車専用道路の指定…………… (同) …… 二
- 都市計画事業計画の変更認可…………… (都 市 計 画 課) …… 三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会 計 管 理 課) …… 三
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構 造 政 策 課) …… 三
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (同) …… 四
- 肥料登録の有効期間の更新…………… (農 産 園 芸 課) …… 五
- 特定漁港漁場整備事業計画変更の公表…………… (漁 港 漁 場 整 備 課) …… 五
- 公安委員会…………… …… ……
- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条の規定による告示の廃止… (情 報 管 理 課) …… 五

告 示

示

青森県告示第七十六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表八戸市南浜区域の項を次のように改める。

八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組合 の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてさけをとる漁業 2 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業 3 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業以外の漁業
-------------------------------	--

青森県告示第七十七号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表佐井村第三区域の項を次のように改める。

佐井村第三区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字長後の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
---------------------------------------	--

青森県告示第七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の一 磯野 敏行 北津軽郡中泊町大字小泊字下前九一の一 柏崎 勝幸	区 域	下前区域 下前漁業協同 組合の地区	区 分	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行う漁業であつ て、主としてい かつり漁業
----------------	--	-----	-------------------------	-----	--

青森県告示第七十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	青森市大字前田字湯の沢二 青森市原別一丁目五の二一 青森市大字油川字大浜七四の二六三	澤 田 繁 悦 須 藤 光 弘 柿 崎 勝 人	加入区の名称	青森
------------	--	-------------------------------	--------	----

青森県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年三月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	石川百田線	弘前市大字大久保字沼田一七八の一から 弘前市大字津賀野字宮崎七八の一まで	前 後	七・六〇メートルから 九・四〇メートルまで 一〇・一〇メートルから 一二・八〇メートルまで	八六六・五〇メートル 八六六・五〇メートル	

青森県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定するので、同条第四項前

段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年三月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
国道二七九号	むつ市大字田名部字斗南岡三二の一三〇から むつ市大字奥内字大室平一一八の二まで 上北郡横浜町字豊栄平六〇から 上北郡横浜町字太郎須田一まで	令和八・二・二〇

青森県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ市計画道路事業の事業計画の変更を令和八年二月十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称
むつ市
- 二 都市計画事業の種類
むつ都市計画道路事業（三・四・一号 横迎町中央二号線）
- 三 事業施行期間
平成二十五年十月十八日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

青森県告示第八十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第一号の表中

七戸中央支店	上北郡七戸町字七戸	を
七戸中央支店	上北郡七戸町字荒熊内	に改める。

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
---------	----	------------

平川市沖館西田一七三の二	田	一、四九三
--------------	---	-------

二 利用権の内容
賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和八年三月一日	一〇年

四 借賃に相当する補償金の額
二十二万三千元

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

令和二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年二月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地					
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
林 久利	青森市	青森市	浪岡大字吉内	富田	140番	ほか12筆

林 久利	青森市	青森市	浪岡大字下十川	扇田	229番1	
齋藤 恵司	弘前市	弘前市	一野渡	西平山	40番3	
石岡 繁行	弘前市	弘前市	下湯口	村元	65番2	
佐藤 経	弘前市	弘前市	中別所	平山	134番	ほか1筆
牧野 十吾	弘前市	弘前市	浜の町北二丁目		4番4	
佐々木 敦子	弘前市	弘前市	小沢	山崎	77番1	
佐々木 康夫	弘前市	弘前市	藤代	平田	160番1	
佐々木 康夫	弘前市	弘前市	藤代	平田	243番1	
清藤 弘大	弘前市	弘前市	新法師	向野	6番251	
神 登	弘前市	弘前市	鼻和	西田	120番1	ほか3筆
崎野 範昭	弘前市	弘前市	常盤野	上黒沢	49番	ほか1筆
成田 健仁	弘前市	弘前市	乳井	沢田	74番85	
相馬 秀貴	弘前市	弘前市	清水森	野田	101番	ほか4筆
川村 悠也	つがる市	弘前市	十腰内	猿沢	406番	ほか1筆
三上 光司	弘前市	弘前市	百沢	東岩木山	356番1	ほか3筆
田沢 至	弘前市	弘前市	如来瀬	玉川	140番	

伊藤 公昭	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	徳下	滝本	120番	ほか2筆
福地 剛	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	枝川	館子	75番	ほか1筆
福地 剛	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	枝川	川部	14番	ほか1筆
田澤 農志	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	大根子	小川原田	73番1	ほか7筆
田澤 正則	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	大根子	南田	164番	
田澤 隆	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	畑中	上野	68番4	
沢井 清治	十和田市	十和田市	沢田	前谷地	219番1	ほか2筆
泉館 明	十和田市	十和田市	法量	小倉川原	57番1	ほか1筆
枋木 正雄	上北郡七戸町	上北郡七戸町		榎林中田	125番	ほか3筆
枋木 政則	上北郡七戸町	上北郡七戸町		卒古沢南	88番1	ほか1筆
天間 正大	上北郡七戸町	上北郡七戸町		金沢平	273番1	ほか8筆

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和八年二月十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
------	-------	-------	------------------	--------	-----------------

青森県第三四四号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 一・二〇	公定規格のとおり	ブライフーズ株式会社 八戸市北白山西二丁目六の三〇
----------	------	---------	-----------	----------	------------------------------

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百二十七号）第十七条第十項の規定により、野牛地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び青森県下北農林水産事務所むつ水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十二号

令和五年青森県公安委員会告示第百六十六号（青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定による告示）は、令和八年二月二十日限り廃止する。

令和八年二月二十日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭